

## 5類 電子・電気機械産業

業種	条件	恩典
5.1 電気製品の製造 5.1.2 先進技術を含んだ電気製品の製造 5.1.2 エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機の製造 5.1.3 その他電気製品の製造	インターネットに接続する事が出来る電気製品でなければならない。 (Internet of Things) エネルギー省の高効率規格 (5 番ラベル) 又は他の同等の効率規格を得る商品でなければならない。	A 3 A 4 B 1
5.2、電気機器に使用される部品又は器具の製造 5.2.1 パワーインバーターの製造 5.2.1.1 産業用パワーインバーターの製造 5.2.1.2 その他パワーインバーターの製造 5.2.2 LED 電球の製造 5.2.3 電気機器用コンプレッサー又はモーターの製造	製品設計は製造工程に含まなければならない。 1. エネルギー省の高効率規格 (5 番ラベル) 又は他の同等の効率規格を得るエアコン、冷蔵庫、冷凍庫の為の	A 3 A 4 A 4 A 4

業種	条件	恩典
5.2.4 ワイヤハーネスの製造 5.2.5 その他電気機器部品の製造	コンプレッサーでならなければならない。 2. モーター製造は、製造工程に製品設計が含まなければならない。	B 1 B 1
5.3 電子製品の製造 5.3.1 Organics & Printed Electronics (OPE)製品の製造		A 2
5.3.2 電気通信機器の製造 5.3.2.1 光ファイバー及びワイヤレス通信システムに使用される発光、送信、受信機器の製造 5.3.2.2 その他電気通信機の製造 5.3.3 産業・農業用電子制御及び測定機器の製造 5.3.4 安全管理機器の製造		A 2 A 3 A 2 A 2

業種	条件	恩典
5.3.5 音声視覚製品（オーディオ Visual Product）の製造  5.3.6 電子事務機器の製造  5.3.7 その他電子製品の製造		A 4  A 4  B 1
5.4 電子部品又は機器、電子製品に使用する部品又は機器の製造  5.4.1 Organics & Printed Electronics (OPE) 部品の製造  5.4.2 太陽電池及び太陽電池原材料の製造	太陽電池製造は委員会が承認したエネルギー収率と製造工程を持たなければならない。	A 2  A 2
5.4.3 電気通信機器部品の製造  5.4.3.1 光ファイバー及びワイヤレス通信システムにおける発光、送信、受信機器部品の製造  5.4.3.2 その他電気通信機器部品の製造		A 2  A 3

業種	条件	恩典
5.4.4 産業、農業、医療／科学機器、乗り物用電子制御及び測定機器部品の製造		A 2
5.4.5 安全管理機器部品の製造		A 2
5.4.6 HDD 又はHDD 部品の製造		
5.4.6.1 先進技術HDD 又はその部品 (Top Cover 及びBase Plate 及びPeripheral を除く) の製造	<p>1. HDD 製造はデータ面密度(Areal Density)が平方インチ当たり 2,000 ギガバイト以上でなければならない。</p> <p>2. 中古機械の改修費は投資とみなし、奨励プロジェクトの金額に含めるが、中古機械の取得原価は法人所得税免税対象になる投資金額としない。</p>	A 2
5.4.6.2 一般HDD 又はその部品 (Top Cover 及びBase Plate 及び	中古機械の改修費は投資とみなし、奨励プロジェクトの金額に含めるが、中古機械の取得原価は法人所得税免税対象になる投資金額としない。	A 3

業種	条件	恩典
Peripheral を除く) の製造		
5.4.6.3 HDD 用 Top Cover 及び Base Plate 及び Peripheral の製造		A 4
5.4.7 Solid state drives 及びその部品の製造	中古機械の改修費は投資とみなし、奨励プロジェクトの金額に含めるが、中古機械の取得原価は法人所得税免税対象になる投資金額としない。	A 2
5.4.8 太陽エネルギーを利用する機器及び部品の製造		A 3
5.4.9 半導体及び半導体部品の製造	集積回路(Integrated Circuit)の製造に使用される機械の改修費は投資とみなし、奨励プロジェクトの金額に含めるが、中古機械の取得原価は法人所得税免税対象になる投資金額としない。	A 3
5.4.10 フォトニクス (Photonics) 部品及び機器		A 3

業種	条件	恩典
<p>及びフォトニクスを使用 するシステムの製造</p> <p>5.4.11 フラットパネル表示装置 の製造</p> <p>5.4.12 フレキシブルプリント基 板又は多層プリント配線基 盤又はその部品の製造</p> <p>5.4.13 その他記憶装置の製造</p> <p>5.4.14 一般プリント回路板組立 (PCBA)の製造</p> <p>5.4.15 電磁製品 (Electro- Magnetic Product) の製造</p>	<p>委員会が承認した製造プロセスがなけれ ばならない。</p> <p>委員会が承認した製造プロセスがなけれ ばならない。</p>	<p>A 3</p> <p>A 3</p> <p>A 4</p> <p>A 4</p> <p>A 4</p>
<p>5.4.16 受動部品の製造</p> <p>5.4.17 音声視覚製品部品 の製造</p> <p>5.4.18 電子事務機器部品の製造</p> <p>5.4.19 その他電子部品の 製造</p>		<p>A 4</p> <p>A 4</p> <p>A 4</p> <p>B 1</p>
<p>5.5 マイクロエレクトロニクス用素 材の製造</p> <p>5.5.1 ウエハーの製造</p>	<p>1. 委員会が承認した製造プロセスがな ければならない。</p>	<p>A 2</p>

業種	条件	恩典
5.5.2 Thin Film Technology を使用する素材の製造	2. 中古機械の改修費は投資とみなし、奨励プロジェクトの金額に含めるが、中古機械の取得原価は法人所得税免税対象になる投資金額としない。	A 3
5.6 電子設計 5.6.1 マイクロエレクトロニクスの設計 5.6.2 組み込みシステム設計	1. 電子設計の開発人員の給与費用が最低年間150万パーツ以上なければならない。 2. 自社製または委託生産を問わず、商業的目的で奨励事業の直接販売または下流の生産によるサービス提供や製品販売からの収入は奨励事業の収益とする。 3. 委員会が奨励した科学・技術区内に位置する場合、法人税免除期間終了後、さらに5年間法人税を50%減免する。	A 1  A 1
5.7 ソフトウェア事業 5.7.1 組み込みソフトウェア開発	1. ソフトウェア開発人員の給与費用が最低年間150万パーツ以上なければならない。	A 1

業種	条件	恩典
<p>5.7.2 企業アプリケーションソフトウエア又はデジタルコンテンツの開発</p> <p><u>デジタルコンテンツ</u>とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- アニメーション、漫画、キャラクター</li> <li>- Computer Generated Imagery (CGI)</li> <li>- Web-Based Application 及び Cloud Computing</li> <li>- 対話型アプリケーション</li> <li>- ゲーム: Windows-based, Mobile Platform, Console, PDA, Online Game, Massive Multi-Player Online Game (MMOG) 等</li> <li>- Wireless Location Based Service Content</li> <li>- Visual Effects</li> <li>- Multimedia Video Conferencing Applications</li> </ul>	<p>2. Software Industry Promotion Agency (SIPA)が指定した又は承認したソフトウェア開発プロセスがなければならない。</p> <p>3. 投資金額（土地代と運転資金を除く）が1千万バーツ以上あるプロジェクトは、運転開始日から2年以内にソフトウェア産業振興事務所からの品質規格証明書若しくは能力成熟度モデル統合（Capability Maturity Model Integration (CMMI)）の規格に応じる品質システム証明書又は同等の証明書を取得しなければならない。</p> <p>条件が満たさない場合、法人税免税恩典期間を1年間解除される。</p> <p>4. 奨励されたソフトウェアに関連する製品の販売やサービスの提供からの収入は投資奨励収入とする。</p>	<p>A 3</p> <p>法人所得税の免除</p> <p>上限の対象とならない。</p>



業種	条件	恩典
- E-Learning Content via Broadband and Multimedia		
5.8 E-commerce	メリットに基づく恩典対象とならない。	B 2